

労働保険事務組合

労働保険料等特別会計事務処理要領

(令和5年3月改訂)

新潟労働局総務部労働保険徴収課

初版 昭和 62 年 3 月
 改訂版 平成 3 年 2 月
 改訂版 平成 5 年 2 月
 改訂版 平成 15 年 9 月
 改訂版 平成 18 年 1 月
 改訂版 平成 21 年 2 月
 改訂版 令和 5 年 3 月

目 次

1	労働保険事務組合の経理	1
2	一般会計	3
3	労働保険特別会計	3
(1)	労働保険料等納入通知書（様式第 7 号甲・乙）	4
(2)	労働保険料等徴収及び納付簿（組機様式 11 号、様式第 17 号）	8
(3)	労働保険料等領収書	23
(4)	労働保険料等出納簿	26
(5)	基幹番号別内訳簿	29
4	決算・報告等	34
(1)	労働保険料等特別会計徴収・納付状況報告	34
(2)	労働保険料等納付済通知書	36
5	その他の帳簿	38
6	質疑応答集	40
7	会計等事務処理チェックリスト	49

参 考

1	労働保険事務組合が備えるべき帳簿	53
(1)	労働保険事務等処理委託事業主名簿（様式第 16 号）	53
(2)	雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（様式第 18 号）	54
2	労働保険事務等の処理の委託を受けたとき	54
3	労働保険事務等の処理の委託を解除したとき	55

1 労働保険事務組合の経理

労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）は、事業主の代理人として、労働保険料その他労働保険に関する事務及び一般拠出金に関する事務（以下「労働保険事務等」という。）を処理するものですが、通常の代理人と異なり、労働保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）、その他の徴収金について政府に対し納付の責任を負っていますので、委託事業主から交付を受けた労働保険料等の保管、納付等の経理は誤りが生じることかないように正確に行うことが必要です。

そこで、事務組合が備えておかなければならぬ帳簿として、「労働保険事務等処理委託事業主名簿」、「労働保険料等徴収及び納付簿」及び「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿」（いわゆる法定三帳簿）がありますが、これらの帳簿は個々の事業主と事務組合との間の責任関係や労働保険料等の受払状況等を明らかにするものであって、事務組合が取り扱う労働保険料等の全体の一貫した経理内容を明らかにする目的、内容のものではありません。

したがって、法定三帳簿のほか「事務組合の母体である事業主団体の経理」と「事務組合としての経理」を行うことが必要となります。

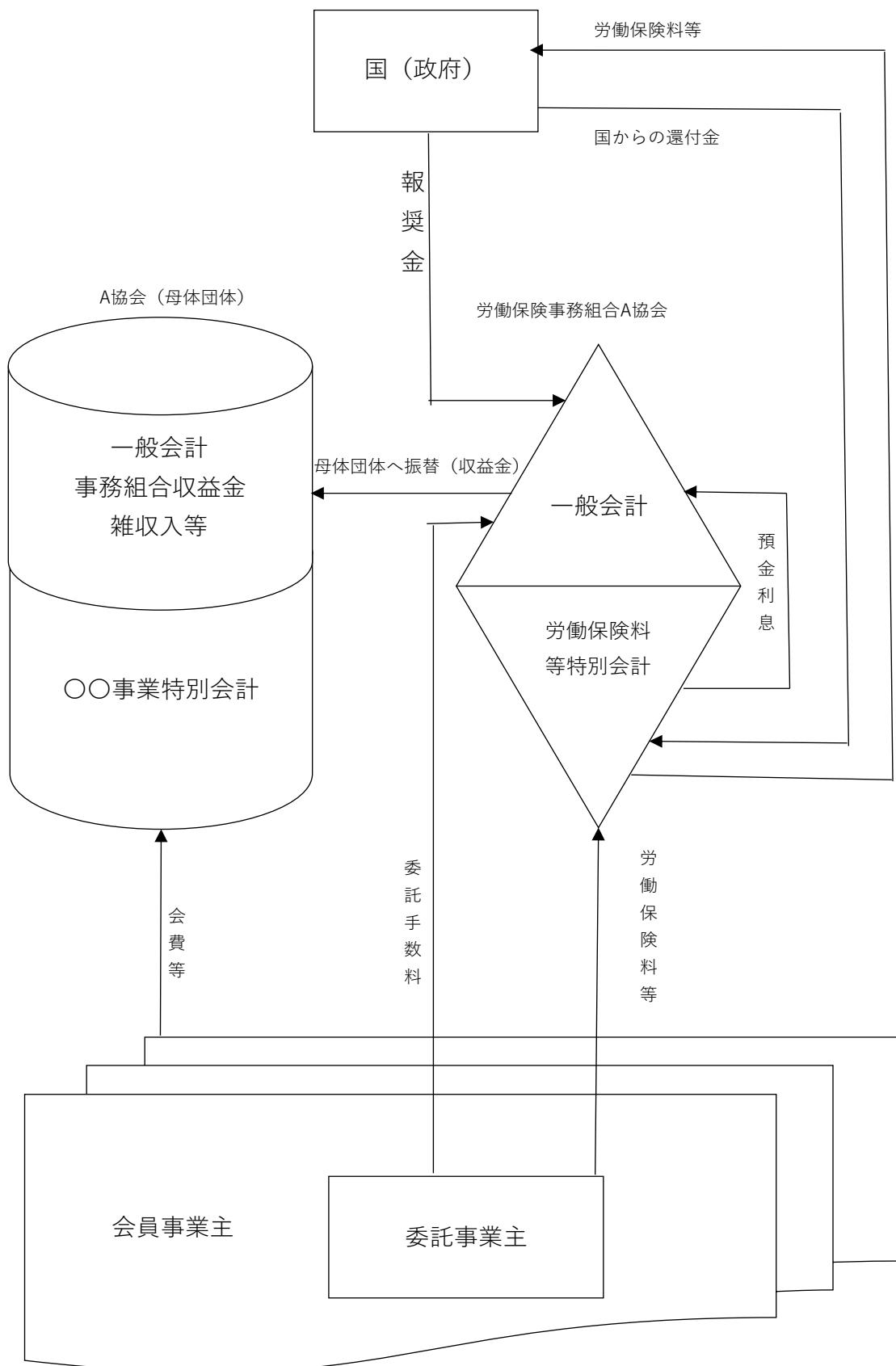
事務組合の経理について、特に注意すべきことは、事務組合の母体である事業主団体の経理と区分して、事務組合の独立した経理を行うことであり、さらに労働保険料等の収支計算を処理する「労働保険特別会計」とその他の収支計算を行う「一般会計」とに分けて厳正に処理しなければならないことです。

このことについては「労働保険事務組合事務処理規約（以下「事務処理規約」という。）」で定めなければならない事項であり、図で示すと2ページの「事務組合経理の概要」のようになります。

注1：(社)全国労働保険事務組合連合会の「労働保険事務組合担当者必携」の事務処理規約例の第20条では、特別会計については労働保険料特別会計として、労働保険料と一般拠出金特別会計に区分して記載してありますが、本書では、労働保険料等特別会計として労働保険料と一般拠出金を一つの会計で処理し、労働保険料、一般拠出金のそれぞれの受払状況については「基幹番号別内訳簿」で明らかにしています。

注2：事務組合の年度更新等の事務処理の方法としては、手書きで行う場合と労働保険事務組合総合コンピュータシステム（以下「総コンシステム」という）などのコンピュータを利用する場合がありますが、本書では手書き処理について説明します。

事務組合の経理の概要



2 一般会計

事務組合の一般会計は、2ページの「事務組合の経理の概要」で示しているように、委託手数料、国からの報奨金、労働保険料特別会計から預金利息を受け入れ、事務処理経費、労働保険事務組合連合会会費、母体団体への振替（収益金）等を払い出すことになります。

事務処理規約等の関係からこのように取り扱うことを原則としますが、母体団体の職員が事務組合の事務処理を兼ねているため、事務経費等を併せて経理しているなど、原則どおりにいかない場合もあると考えます。

このような場合、事務費の分担等については可能な限り母体団体の経理分と事務組合の経理を明確に区分（以下「区分経理」という。）しておくことが必要となります。

事務組合の一般会計の帳簿及び事務処理の具体的方法については、事務組合によって様々であることが考えられるため、本書では一般会計の記入例等は省略していますので、(社)全国労働保険事務組合連合会の「労働保険事務組合事務担当者必携」を参照してください。

3 労働保険料等特別会計

事務組合の最も重要な業務として、労働保険料の徴収と納付があります。

労働保険料等は、本来事業主が政府に納付すべき労働保険料等を事務組合の名をもって預かり、取りまとめて事務組合が政府に納付することになっているのもので、これを納付するまでは事業主からの預り金である（国の徴収金としての預り金でもある）ので、特に他の金銭（委託手数料等）とは区分して、その取扱いは厳正に行わなければなりません。

しかし、労度保険料等の收支は、その性格からして損益は生じないこと、また、通常は労働保険料等だけの取り扱いしかなく、受入と払出は一致し、原則として残高は生じないことから、労働保険料特別会計については、公益法人会計基準に準拠して行なうことが原則ですが、事務組合そのものの事業課指導の範囲は、他の公益法人に比較して限られていますので、公益法人会計基準をそのまま準拠しなければならないということではなく、簡略化して最低限必要な帳簿を備え、それに記載すれば足ります。

そのため、本書では、総勘定元帳を作成せず「労働保険料等出納簿」及び「基幹番号別内訳簿」を作成。また、決算においては貸借対照表及び損益計算書を作成せず「労働保険料等特別会計徴収・納付状況報告」を母体団体の総会等に報告するだけでよいとします。

本書では、必要最小限の事務処理手順について説明していますが、記入例は関連して作成してありますので、それぞれの記入例を照合してみてください。

(1) 労働保険料等納入通知書

「労働保険料等算定基礎賃金等の報告（以下「賃金等の報告」という。）」の作成については、一般的に事業主が作成することになっていますので、「労働保険料等納入通知書（以下「納入通知書」という。）を作成するところから始めます。

事務組合は、「賃金等の報告」により算定した労働保険料等の額及び納付すべき額を委託事業主に対し、「納入通知書（組様式第7号（甲））」により通知しなければなりません（第2・3期分の労働保険料の通知には「納入通知書（組様式第7号（乙））」を使用します。）。

年度更新の準備段階で、事業主名、申告済概算保険料等を事前に記入しておくなど、繁忙期の業務量を少なくするよう心がけてください。

次の方法により作成します。

ア 「算定方法」欄の賃金総額、料率、確定保険料合計、申告済概算保険料、概算保険料及び一般拠出金の欄は、「賃金等の報告」及び「概算・確定保険料一般拠出金申告書内訳（以下「申告書内訳」という。）から転記します。

イ 「②申告済概算保険料」が、「①確定保険料合計」を超える場合は、その差額を「③充当額」に記入します。

ただし、その差額が「⑥概算保険料額合計」超える場合は、「③充当額」には「⑥概算保険料合計」を記入し、さらに「②申告済概算保険料」から「①確定保険料合計」と「⑥概算保険料額合計」の合計を差し引いた額を「④還付額」に記入します。

ウ 「①確定保険料合計」が「②申告済概算保険料」を超える場合には、その差額を「⑤不足額」に記入します。

エ 「賃金等の報告」により一括納付の場合は「⑥概算保険料合計」を「期別納付額」の⑦に記入し、延納の場合は「⑥概算保険料合計」を3で除した額を「期別納付額」の⑦、⑨、⑪に記入します。ここで除した余り（1円又は2円）があった場合は⑦に加算します。

オ ⑦から「③充当額」を差し引いた額、又は⑦と「⑤不足額」の合計額を「⑧全期・第1期納付額」に記入します。

カ ⑦から「③充当額」を減じきれない場合は、「⑧全期・第1期納付額」は0円とし、さらに⑨及び⑪から順次差し引いて「⑩第2期納付額」及び「⑫第3期納付額」に記入します。

キ 納入通知の金額（上部太枠の中）は、「⑧全期・第1期納付額」と「一般拠出金額」の合計額を記入します。

組様式第7号(甲)

不足額がある場合の記入例

労働保険料等納入通知書 (事業主控)

労働保険	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
番 号	1 5 3	0 1	9 9 0 0 0 0	0 0 1	

住 所 新潟市西蒲区***

委託事業主の

氏 名 A 食品 様

殿

金	￥	6	万	千	百	十	円
		2		5	8	2	4

⑧の金額と、一般
拠出金の合計額を
記入します。

上記金額を労働保険料第1期分及び一般拠出金として令和3年6月30日までに当事務組合に納入して下さい。

令和3年6月30日

所在地 新潟市中央区美咲町1-2-1

労働保険
の
事務組合

名 称 労働福祉センター 会長 労働 花子

算定方法

令 和 2 年 度 確 定			令 和 3 年 度 概 算			
賃 金 総 額		料率	賃 金 総 額		料率	
労 災	千円 91,200	6.0 1,000	円 547,200	労 災	千円 91,200	
特 別 加 入				特 別 加 入		
雇 用	千円 91,200	9.0 1,000	円 820,800	雇 用	千円 91,200	
合 计		① 1,368,000	合 计		⑥ 1,368,000	
申 告 済 概 算 保 喫 料		② 1,200,000	期 別 納 付 額	区 分	概 算 保 喫 料 額	
差 引 額	充 当 額			全 期	⑦(⑥÷3) 円 456,000	
	還 付 額			第1期	⑧(⑦-③又は⑦+⑤) 円 624,000	
	不 足 額			第2期	⑨(⑥÷3) 456,000	
	⑤(①-②) 168,000			第3期	⑩(⑪(⑥÷3)) 456,000	
賃 金 総 額			(注) ※については、労災保険に係る賃金総額と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した有期事業は、一般拠出金算定対象とはなりませんので、当該有期事業分を差し引いた賃金総額を記入して下さい。			
一 般	※ 千円 91,200	料率 0.02 1,000	一般拠出金額 円 1,824			
拠 出 金						

組様式第7号(甲)

充当額がある場合の記入

労働保険料等納入通知書 (事業主控)

労働保険	府県 所掌	管轄	基幹番号	枝番号
番 号	1 5 3	0 1	9 9 0 0 0 0	0 0 5

住 所 新潟市南区***
 委託事業主の 氏名 傑 E 製作所 殿

金	¥	6	万	5	千	1	百	9	十	9	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

納期限は7/10（口座振替納付は9/5）ですでの、取りまとめ期間を考慮して納入

上記金額を労働保険料第1期分及び一般拠出金として令和3年6月30日までに当事務組合に納入して下さい。

令和3年6月30日

所在地 新潟市中央区美咲町1-2-1
 労働保険の 事務組合
 名称 労働福祉センター 会長 労働 花子

算定方法

令和2年度確定			令和3年度概算		
賃金総額		料率	賃金総額		料率
労災	千円 176,919	2.5 1,000	円 442,297	労災	千円 176,919
特別 加入	10,950	2.5 1,000	27,375	特別 加入	10,950
雇用	176,877	9.0 1,000	1,591,893	雇用	176,877
合計		①	2,061,565	合計	
申告済概算保険料		②	2,100,299	期別 納付額	概算保険料額 各期納付額
差引額	充当額		③(②-①) 38,734	全期	⑦(⑥÷3) 円 687,189
	還付額		④(②-①)又は(②-①)-③	第1期	648,455
	不足額		⑤(①-②)	第2期	⑨(⑥÷3) 687,188
				第3期	⑪(⑥÷3) 687,188
					⑫ 687,188

賃金総額	料率	一般拠出金額
一般 拠出金 176,919	※ 千円 1,000	円 3,538

(注) ※については、労災保険に係る賃金総額と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した有期事業は、一般拠出金算定対象とはなりませんので、当該有期事業分を差し引いた賃金総額を記入して下さい。

この労働保険料納入通知書（組様式第7号（乙））
は、第2・3期分の保険料通知の際に使用します。

組様式第7号(乙) 労 働 保 險 料 等 納 入 通 知 書 (控)

労働保 険番 号	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号	
	1 5	3 0	1	9	9	0	0 0	0 0	1

住 所 新潟市西蒲区***

委託事業主の

氏 名 A 食品㈱ 殿

金	¥	4	5	万	6	千	0	百	0	十	0	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記金額を 3 年 11月 15日までに当事務組合に納入して下さい。

内 訳	種 别	納 入 金 額	摘 要
	概算保険料 全・1・② 3	456,000 円	
保 険 料	確定保険料		
	追徴金		
	延滞金		
拠 出 金	一般拠出金		
	追徴金		
	延滞金		
	計		

令和 3 年 10月 20日

労働保険事務組合の

名 称 労働福祉センター

所在地	新潟市中央区美咲町1-2-1	No.	1
記名押印又署名			
代表者	会長 労働 花子	(印)	

(2) 労働保険料等徴収及び納付簿

「労働保険料等徴収及び納付簿（以下「徴収及び納付簿」という。）」は、委託事業主の事業場別に作成し、労働保険料等の受払状況を明らかにするものですので、次により正確に記載しなければなりません（ここでは、旧総コンシステム様式（組機様式第11号）を使用します。旧総コンシステム様式を使用すると、基幹番号ごとの労働保険料、一般拠出金の合計額が算出しやすくなります。なお、同様のフォーマットであればパソコンで作成しても構いません。また、厚生労働省亭で定める様式を利用の事務組合は、17ページの記入例を参考にしてください。）。

- ア 基幹番号ごとに別葉で、枝番号順に作成します。
- イ 「確定保険料」、「申告済概算保険料」欄は、納入通知書の「①確定保険料合計」、「②申告済概算保険料」をそれぞれ転記します。
- ウ 「過納額（還付額）」欄は、「申告済概算保険料」から「確定保険料」を差し引いた額を記入（還付額を減ずることなく）記入します。
- エ 「不足額」欄は、納入通知書の「⑤不足額に記載がある際にその額を転記します。
- オ 納入通知書の「④還付額」に記載があれば、その額を「不足額」欄の下の空欄に転記し、上部に「還付」と記入します。なお、この額は「過納額（還付額）」の内数となります。
- カ 「概算保険料」欄は、納入通知書の「⑥概算保険料合計」を転記します。
- キ 「充当額」欄は、納入通知書の「③充当額」を転記します。
- ク 「本年度概算徴収額」欄は、概算保険料から充当額を差し引いた額を記入します。
- ケ 「第1期」欄は、
 - 充当額がある場合…納入通知書の「⑧全期・第1期納付額」の金額
 - 不足額がある場合…納入通知書の「⑦全期・第1期納付額」の金額を転記します。
- コ 「第2期」、「第3期」欄は、「⑩第2期納付額」、「⑫第3期納付額」をそれぞれ転記します。
- サ 「事業主から領収した月日」欄は、事業主から領収した日を記入します。なお、総コンシステムの口座振替を利用している場合は、事務組合の労働保険料等専用口座（以下「専用口座」という）に振り込まれた日を記入します。
- シ 「政府へ納入した月日」欄は、国へ納付した日を記入します。なお、口座振替納付制度を利用している場合は、「専用口座」から引き落とされた日を記入します。
- ス 期別納付額の記入に当たっては、一括納付の場合でも三分割して記入した方が分かりやすく、「政府へ納付した月日」の記入や「概算・確定保険料一般拠出金申告書（以下「申告書」という）」、「基幹番号別内訳簿」との照合に便利です。
- セ 各ページの最下部はページ計（小計）とし、基幹番号ごとの最終ページに合計を算出します。

- ソ 組機様式第11号（続紙）は、一般拠出金について上記と同様に記入します。
- タ 年度途中で個別から委託になった事業は、特別加入者が生じた場合に限り、委託日以前の個別分労働保険料を精算、委託日以降は特別加入保険料を含め事務組合で概算保険料を管理します（特別加入者が生じない場合は、年度末まで個別番号で処理します。）。
なお、メリット事業場を含め個別管理する際の「徴収及び納付簿」は、事務組合一括番号と別葉で記入し管理します。

労働保険番号	府県 所掌 管轄	基幹番号
15301	990000	

令和3年度

労 動 保 険 等
労 動 保 険 料 等 徴 収 及 び 納 付 書

事務組合名

労働福祉センター

1 頁

社員番号	事業場の名称 (電話番号)	確定保険料 申告済額(運送額)	不足額 過料額(運送額)	確定保険料		事業主 から領 収した日 月日	政府へ 納入し た月日	第1期(前期) 本年貢献額 徴収額	事業主 から領 収した日 月日	政府へ 納入し た月日	第2期 456,000円	第3期 456,000円	事業主 から領 収した日 月日	政府へ 納入し た月日	第3期 456,000円	予備欄 第1期(前期) 第2期 第3期
				標準保険料	標準保険料											
001	A食品(株) (×××-××××)	1,368,000	168,000	1,368,000	1,368,000	6/20	9/6	6/20	9/6	10/20	11/14	1/20	2/14	1/20	2/14	
B商店																
002	B 太郎 (×××-××××)	618,135														
C会社																
003	(有) Cニット (×××-××××)	696,500														
D運送																
004	D 次郎 (×××-××××)	845,586	132,476					856,208	285,404			285,402				
E製作所																
005	(株) E製作所 (×××-××××)	2,061,566						856,208	7/10	9/6	10/20	11/14	1/20	2/14	1/20	2/14
F会社																
006	F 会社 (×××-××××)	38,733														
G会社																
007	G 会社 (×××-××××)	2,022,833														
H会社																
008	H 会社 (×××-××××)	5,701	1,000													

徴収及び納付簿記入例（末尾0） 続き

徴収及び納付簿（続紙）記入例

徴収及び納付簿記入例（末尾2）

徴収及び納付簿記入例（末尾5）

労働保険料等徴収及び納付書										事務組合名	労働福祉センター	1	
令和3年度													
社員番号	姓氏	所属事業所番号	管轄	基幹器号	確定保険料	不足額	概算保険料	第1期(初期)	第2期	保険料	国	係	子会社
社員番号	事業場の名称 (電話番号)	申告済額(翌付額)	支払額	支払日	支払額	支払日	支払額	支払日	支払日	支払額	支払日	支払日	支払日
1	○○建設(株) (×××-×××)	116,655	21,280	月	116,655	38,885	月	38,885	月	38,885	月	38,885	月
1	○△組 ○△ 純一郎 (×××-×××)	95,375	7,10	9/6	116,655	7/10	9/6	10/30	11/14	1/30	2/14		
1	※ 3 7 1 8 保険料 ※ 3 5 0 2 保 ※ 3 6 0 3 保	0	0		41,300	0	0	0	0	0	0	0	0
2	○×組 ○× 金太郎 (×××-×××)	41,300	41,300		41,300	0	0	0	0	0	0	0	0
3	□○工業(株) (×××-×××)	1,650	1,650		6,500	0	0	0	0	0	0	0	0
3	※ 3 8 0 3 保険料 ※ 3 7 0 3 保 ※ 3 6 0 3 保	51,922	50,272	43,772	6,500	0	0	0	0	0	0	0	0
4	合計	150,905	21,280		32,600	0	0	4,656	10/30	11/14	1/30	2/14	
4	※ 3 7 0 3 保険料 ※ 3 6 0 3 保 ※ 3 5 0 2 保	238,275	238,275		17,078	17,078	15,222	10/30	11/14	1/30	2/14		
4	合計	108,650	43,772		197,055	38,885	43,541	49,751					

徴収及び納付簿記入例（メリット）

《メリット制適用事業の場合》

年度和 3 會合

基幹番号 9900000
府県所管轄 01
労働保険番号 15

百一 労働福祉センター

三一

卷之三

◎メリット制適用事業場は、事務組合一括番号と別葉で記入し管理します。

徴収及び納付簿記入例（個別→委託）

勞動保險料等徵收及**貲納付薄**
勞動保險關係第68條(第17號)第1項

(用紙の大きさは、A4とすること。)

徴収及び納付簿（省令様式・裏）記入例

三

〔注釈〕 1 ①横には、変形事業より離脱し又は別前に創設した複数会社について、保有料、賃出金等の権利、及び、必要な場合には、地盤料、見渡金の区分を〇で囲み、
新規開拓を記すところ。会社「横」は標準、「租」は賃貸、「借」は借用及び賃借並重、「当」は当該会社の所有権がある場合である。(例：一括賃出金の返済額があつた。

場合は、「提出金」を○で囲み、かつ、〔追〕を○で囲む。)

22 ②には、労働保険事務組合が被取し、保管中の金額(不足を生じた場合には赤字で記載す

の「区分」には、賃保を受けた被収金の種別を記載すること。

⁴⁴ 「備考」欄には、元当該その他の労働保険事務等に關して必要な事項を記載すること。

申告書記入例（末尾0）

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）(甲) (1) (表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 (一括有期事業を含む。)

標準字体
資料に記入してある事業事項をよく読みながら記入して下さい。
O C式への記入は上記の「選択字盤」をお願いします。

種別	改正項目番号	法人登録コード	標準区分
① 事業区分番号	事業登録番号	登録年月日	登録者名
1 5 3 0 1 9 9 0 0 0 0		令和3年7月10日	新潟市中央区美咲町1-2-1
1 5 4 1 4 3			新潟労働局
下記のとおり申告します。			
② 保険料 算定内訳			
算定期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで			
⑩ 保険料・一般提出金算定基礎額			
⑪ 労働保険料	1000万円	⑫ 確定保険料・一般提出金額 (⑩ × ⑪)	5864151円
⑬ 労災保険分	1000万円		2016228円
⑭ 雇用保険分			
⑮ 一般提出金	1000万円	⑯ 1000万円	3847923円
⑰ 一般提出金	1000万円	⑱ 1000万円	86433円
算定期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで			
⑩ 保険料算定基礎額の見込額			
⑪ 労働保険料	1000万円	⑫ 保険料額	7891284円
⑬ 労災保険分	1000万円	⑭ 増加概算保険料額 (⑩ × ⑪)	2817563円
⑭ 雇用保険分			
⑮ 一般提出金	1000万円	⑯ 1000万円	5073721円
⑩ 事業主の開設番号(支店のある場合は記入) 金事業主の開設番号(支店のある場合は記入)			
⑩ 申告書記入欄			
⑩ 申告済概算保険料額 5,607,456円			
⑩ 申告済概算保険料額			
⑩ 充当額	(⑩)-(⑪)	不足額	(⑩)-(⑪)-(⑫)
差引額	2,630,428円	256,695円	2,887,123円
還付額			0円
⑩ 申告済概算保険料額	2,630,428円	不足額	256,695円
期別納付額	2,630,428円	差引額	2,630,428円
事業主	事業又は 作業の種類	別紙のとおり	
⑩ 申告している 労働保険	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	⑩ 特記事業	(イ) 言当する (ロ) 言当しない
⑩ 事業主	(イ) 所在地	新潟市中央区美咲町1-2-1	
	(ロ) 名称	労働保険事務組合 労働福祉センター 会長 労働 花子	

申告書記入例（末尾5）

申告書内訳記入例

(3) 労働保険料等領収書

事務組合は、委託事業主から労働保険料等を領収した場合は「労働保険料等領収書（以下「領収書」という）を発行しなければなりません。

ア 最も重要な証拠書類となりますので、適正に作成・整理の上保管します。

イ 年度ごとにあらかじめ一連番号を付して使用します。

ウ 作成に当たっては、原符2枚を複写により作成し交付します。

なお、総合コンシステムの口座振替を利用の事務組合においては、領収控がありませんので、領収書の写をとり、一連番号順に編綴します。

エ 領収金額及び領収年月日の記入を誤った場合は訂正できませんので、新しい領収書を発行し書損処理を行います。

オ 書損処理は次により行います。

① 記入を誤った領収書は綴りから切り離さず、原符2枚を複写で左上隅から右下隅・左下隅から右上隅に斜線を引き、中央に赤字で「書損」と表示し、使用できないようにします。

② 欄外余白に書損年月日、書損の理由及び事後の経過（「次葉にて領収」等）を記入し、取扱者の私印を押印します。

領収書記入例

組様式第8号 労働保険料等領収書(控)

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険 番号	1 5	3 0 1	9 9 0 0 0 0	0 0 1

住 所 新潟市西蒲区***

委託事業主の

氏 名 A 食品 株

殿

金	￥	6	2	万	5	千	8	百	2	十	4
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記の金額を受領しました。

内 訳	種 别	受 領 金 額	摘 要
	概算保険料 全・①・2・3	456,000	領収金額(内訳は除く)と 領収年月日は、 訂正不可
保 険 料	確定保険料	168,000	
	追 徹 金		
	延 滞 金		
拠 出 金	一般拠出金	1,824	
	追 徹 金		
	延 滞 金		
	計	625,824	

領収年月日 令和3年6月20日

労働保険事務組合の

年度ごとにあらかじめ一連番号を付して
から使用します。

名 称 労働福祉センター

所在地 新潟市中央区美咲町1-2-1

No. 6

記名押印又署名

代表者 会長 労働 花子

(印)

領収書 書損の記入例

書損処理										
・記入を誤った領収書は綴りから切り離さず、原符2枚複写で斜線を引き中央に赤字で「書損」と表示する。										
・書損年月日、書損理由及び事故経過を記入し、取扱者の私印を押印する。										
組様式第8号 労働保険料等領収書(控)										
労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号					
	1 5	3 0	1	9 9 0 0 0 0	0 0 1					
住 所 新潟市西蒲区***										
委託事業主の 氏名 A 食品㈱ 殿										
金 ￥ 6 5 2 万 千 百 十 円										
上記の金額を受領しました。 書損										
内訳	種 別		額		領 取 年 月 日		摘要			
	保険料		概算保険料 全 ① 2 3		456,000		R3.6.29			
	確定保険料		168,000		領収金額誤記入により書損					
	追徴金				次葉で領収					
	延滞金									
	拠出金		一般拠出金 追徴金 延滞金		1,824		誤記入により書損			
	計		625,824		微取					
	領収年月日 令和 年 月 日									
	労働保険事務組合の									
	担当者印									
名 称										
所在地										
記名押印又署名 代表者 (印) No. 5										

(4) 労働保険料等出納簿

労働保険料特別会計は、本来事業主が政府に納付すべき労働保険料等を事務組合の名をもって預かり、取りまとめて政府に納付するためのものです。したがって、これを納付するまでは、事業主からの預り金（政府の徴収金である労働保険料等の預り金でもある。）であることから、特に他の金銭（委託手数料等）とは区別して厳正に経理しなければなりません。

そのための帳簿として「労働保険料等出納簿（以下「出納簿」という）」の記入例を作成しましたので、参考にしてください。

原則的には出納簿、基幹番号別内訳簿及び専用口座のそれぞれの残額は一致することになります（預金利息が専用口座に残っていると、基幹番号別内訳簿の残額と一致しませんので、預金利息入金当月中に一般会計に振り替えるようにしてください。）。

出納簿は次の方法で記入します。

ア 「摘要」欄は、受払事由を記入します。

イ 「受」は、次の事項を記入します。

- ① 事業主から労働保険料等（追徴金、延滞金含む）を現金領収した。
- ② 事業主から労働保険料等が振り込まれた。
- ③ 還付金等が国から振り込まれた。
- ④ 専用口座に預金利息が計上された。

なお、専用口座は労働保険料等以外を原則処理しないこととなっていますので、委託手数料が専用口座に振り込まれた場合は出納簿に計上せず、できるだけ速やかに一般会計の口座に振り替えてください。

ウ 「払」は、次の事項を記入します。

- ① 労働保険料等を国へ納付した。
- ② 国への口座振替納付制度を利用している場合で、労働保険料が引き落とされた。
- ③ 専用口座の預金利息を一般会計に振り替えた。
- ④ 確定精算、再確定により、労働保険料等を事業主に還付した。

エ 「残」は、1日の記帳の最終行に記入します。

オ 月計及び累計を算出し記入します。

カ 年度末に母体団体の監事等の監査を受けた後、監査実施者の記名押印と立会者の記名押印を行います。

出納簿記入例

令和3年度 労 働 保 険 料 出 納 簿

月 日	適 用	受	払	残
4 1	前年度より繰越	0	0	0
6 27	(株)○藤工業 他2社	1,299,562		1,299,562
28	(株)○澤商事 他1社	104,267		1,403,829
30	△□食品(株) 他1社	980,465		2,384,294
	6月分計	2,384,294	0	
	累 計	2,384,294	0	2,384,294
7 1	(株)○○縫製 他2社	626,635		3,010,929
"	△田木型 △田淳三郎 他2社	336,168		3,347,097
2	○△運送 ○△一郎 他3社	1,562,777		4,909,874
3	□×木工 □×太郎 他1社	291,586		5,201,460
4	確定不足・1期分 拠出金 国へ納付		5,016,966	184,494
7	□×木工 2期分 国へ納付		43,013	141,481
8	□×木工 3期分 国へ納付		43,013	98,468
10	(有)○×ニット 他1社 還付		60,382	38,086
	7月分計	2,817,166	5,163,374	
	累 計	5,201,460	5,163,374	38,086
8 26	(株)○藤工業 他2社	1,176,485		1,214,571
27	(株)○澤商事 他1社	107,168		1,321,739
30	△□食品(株) 他1社	869,454		2,191,193
31	△田木型 △田淳三郎 他2社	292,659		2,483,852
	8月分計	2,445,766	0	
	累 計	7,647,226	5,163,374	2,483,852
9 1	(株)○○縫製 他2社	1,114,956		3,598,808
2	預貯金利息	340		3,599,148
14	預貯金利息 一般会計へ		340	3,598,808
	次葉へ 繰り越し	8,762,522	5,163,714	3,598,808

出納簿記入例（続き）

令和3年度 労 働 保 険 料 出 納 簿

月 日	摘要	受	払	残
	前葉から 繰り越し	8,762,522	5,163,714	3,598,808
9 4	(株)○○	1,980		3,600,788
5	株○○分 国へ納付		1,980	3,598,808
	9月分計	1,117,276	2,320	
	累 計	8,764,502	5,165,694	3,598,808
10 2	○△運送 ○△一郎 他2社	336,903		3,935,711
3	△田木型 △田淳三郎 他4社	1,162,113		5,097,824
29	2期分国へ納付		4,664,311	433,513
	10月分計	1,499,016	4,664,311	
	累 計	10,263,518	9,830,005	433,513
4. 1 11	(株)○澤商事 他1社	113,378		546,891
13	(株)○藤工業 他4社	2,291,441		2,838,332
14	(株)○口製作所 他1社	1,311,341		4,149,673
31	3期分 国へ納付		4,149,673	0
	1月分計	3,716,160	4,149,673	
	累 計	13,979,678	13,979,678	0
2 10	預金利息	1,850		1,850
	預金利息 一般会計へ		1,850	0
	2月分計	1,850	1,850	
	累 計	13,981,528	13,981,528	0
3 1	(有)適用商店	48,000		48,000
	3月分計	48,000	0	
	累 計	14,029,528	13,981,528	48,000
	定時監査執行済み	監 事	(株)○△製作所	
	令和4年4月12日	代表取締役社長	○□ 桃太郎	印
	立会者	労働保険事務組合	労働福祉センター	
		事務局長	徴収 力	印

(5) 基幹番号別内訳簿

労働保険料等は基幹番号ごとに集計し、整理しておかなければなりません。

そのため、出納簿の補助簿として基幹番号別内訳簿の記入例を作成しましたので、参考にしてください。これにより、基幹番号ごとに徴収額、納付額及び残額を算出することで誤りを発見することが容易になります。また、日々整理することで誤りの防止にもなります。

- ア 「メリット適用分」、「個別から委託分（年度途中）」の欄を設けて作成してください。
- イ 「延滞金」、「追徴金」等の欄を設けて作成しても差し支えありません。
- ウ 記入方法は出納簿に同じ。

基幹番別内訳簿

月 日	摘要	0			2			5			合計		
		受入	払出	残高	受入	払出	残高	受入	払出	残高	受入	払出	残高
6 . 27	(株)○藤工業 他2社	1,021,625		138,485		138,485		59,675		59,675	1,219,785		1,219,785
28	(株)○澤商事 他1社	88,425		1,111,050	14,557	153,042				103,982		0	1,323,767
30	△口食品(株) 他1社	877,000		1,988,050	39,320	192,362	60,165			119,840	976,485	0	2,300,252
	6月分計	1,988,050		1,988,050	192,362	192,362	119,840			119,840	2,300,252	0	2,300,252
7 . 6	△田木型 △田厚三郎 他2社	57,820		2,045,870	176,385	388,747	101,640			221,480	335,045	0	2,636,097
7	△運送 ○△一郎 他3社	1,498,615		3,542,485	46,872	415,619	6,988			228,468	1,550,475	0	4,186,572
10	□×木工 □×太郎 他1社	131,239		3,673,724	112,389	528,008	47,758			216,226	291,386	0	4,477,958
20	確定不足・1分期 国へ納付			3,571,084	102,640		528,004	4		194,376	81,850		4,293,464
20	2期分 国へ納付(□×木工分)			43,013	59,627								184,494
20	3期分 国へ納付(□×木工分)			43,013	16,614								43,013
20 (有)	○ニット 他1社 還付			16,610	4								98,468
	7月分計	1,685,674		3,673,720		335,646	528,004			156,386	238,148		60,382
	累 計	3,673,724		3,673,720	4	528,008	528,004	4		276,226	238,148		38,086
10 . 26	(株)○藤工業 他2社	1,021,623		1,021,627	114,192	114,196	40,670			78,748	1,176,485		1,214,571
27	(株)○澤商事 他1社	89,425		1,111,052	13,087		127,283			4,656	83,404	101,768	1,321,739
30	△口食品(株) 他1社	772,000		1,883,052	58,569		185,852			38,985	122,289	866,454	2,191,193
31	△木型 △田厚三郎 他2社	48,445		1,931,497	155,139		340,991	89,075		211,364	292,659		2,483,652
	10月分計	1,931,493		3,673,720	1,931,497	340,987				173,286			2,445,766
	累 計	5,605,217		3,673,720	1,931,497	888,995	528,004			449,512	238,148		2,439,872
11 . 2	(株)○製作所 他1社	1,244,627		3,176,124	40,114		381,105			211,364	6,923,724		2,483,852
3	○△運送 ○△一郎 他2社	300,843		3,476,967	30,560		411,665	5,560		243,464	336,903		3,795,193
14	2期分 国へ納付						411,663	2		227,530	15,934		4,132,096
	11月分計	1,545,470		3,476,965	2	70,674	411,663			32,100	227,530		4,116,158
	累 計	7,150,687		7,150,685	2	939,669	939,667	2		481,612	465,678		1,648,244
4 . 1 . 29	○△運送 ○△一郎 他2社	300,843		3,000,845	30,560		30,562	5,560		21,434	336,903		4,116,158
30	△田木型 △田厚三郎 他4社	820,445		1,121,290	213,708		244,270			127,960			149,394
	1月分計	1,121,288					244,268				133,460		1,499,016
	累 計 次葉へ	8,271,975		7,150,685	1,121,290	1,183,937	939,667			244,270	615,072	465,678	149,394
											10,070,984	8,556,030	1,514,954

基幹番号別内訳簿

基幹番号別内訳簿

月 日	摘要	メリット分			個別からの委託分(年度途)			0~5の合計			総計
		受入	払出	残高	受入	払出	残高	受入	払出	残高	
5 . 27	(株)○藤工業	68,727		68,727				1,219,785		1,288,512	1,288,512
28								103,982		1,323,767	1,392,494
30								976,485	2,300,252	976,485	2,368,979
6 . 1	(株)○織製	624,476		68,727				2,300,252		2,368,979	2,368,979
6		693,203						335,845		2,636,097	2,993,455
7								1,550,475	4,186,572	335,845	3,329,300
10								291,386		4,477,958	4,879,775
20	確定不足・1期分 国へ納付	693,203	0					4,293,464	184,494		5,171,161
20								43,013	141,481		43,013
20								98,468			98,468
20	6月分計	624,476		693,203				2,177,706	4,439,872		60,382
	累 計	693,203	0					4,477,958	4,439,872		38,086
7 . 15	(株)回田							30,680			30,680
15	確定不足・1期分 国へ納付							30,680	0		30,680
7月分計								30,680			30,680
	累 計	693,203	0	30,680				4,477,958	4,439,872		38,086
9 . 26								1,176,485		1,214,571	1,214,571
27								107,168		1,321,739	1,321,739
28								869,454		2,191,193	2,191,193
29								292,659		2,445,766	2,445,766
	9月分										
	累 計	693,203	0	30,680				6,923,724	2,445,766		2,445,766
10 . 1	(株)○織製 他2社	1,055,261		59,695				59,695		1,114,956	2,443,852
2											3,598,808
3											4,910,149
31	2期末 国へ納付	1,055,261	0	59,695				336,903		4,116,158	5,247,052
	10月分計 次葉へ	1,055,261		59,695							5,231,114
											15,938
											5,231,114

基幹番号別内訳簿

月 日	摘 要	メリット分			個別からの委託分(年度途)			0~5の合計			総計
		受 入	払 出	残 高	受 入	払 出	残 高	受 入	払 出	残 高	
	10月分計 次業から	1,055,261	1,055,261	59,695	59,695	0	1,648,244	4,116,158	2,763,200	5,231,114	
	黒 計	1,748,464	1,748,464	0	90,375	90,375	0	8,571,968	8,556,030	15,938	
12 . 24								336,903	352,841	336,903	
29	12月分計							1,162,113	1,514,954	1,162,113	
	黒 計	1,748,464	1,748,464	0	90,375	90,375	0	1,499,016	1,499,016	1,499,016	
4 . 1 . 1	(有)凸田商店 他1社	1,055,261	1,055,261	59,695	59,695	0	10,070,984	8,556,030	1,514,954	11,909,823	10,394,869
2							113,378	1,628,332	113,378	1,628,332	
3								1,176,485	2,804,817	1,176,485	2,743,288
6							1,311,341	4,116,158	1,311,341	3,919,773	
31	3期分 国へ納付	1,055,261	0	59,695	0	4,116,158	0	5,231,114	0	5,231,114	
	1月分計	1,055,261	1,055,261	59,695	59,695	2,601,204	4,116,158	3,716,160	5,231,114		
	黒 計	2,803,725	2,803,725	0	150,070	150,070	0	12,672,188	12,672,188	0	15,625,983
3 . 10							48,000	48,000	48,000	48,000	
	3月分計						48,000	48,000	48,000	48,000	
	黒 計	2,803,725	2,803,725	0	150,070	150,070	0	12,720,188	12,672,188	0	15,625,983
								48,000	48,000	48,000	48,000

4 決算・報告等

労働保険料等の取り扱いは、原則として受け入れた労働保険料等を全額納付するだけで、そこから損益は発生しないものなので、本書においては、損益計算書及び貸借対照表の記入例を作成しませんが、事務組合は、毎年1回、母体団体の総会等において、労働保険等特別会計の徴収、納付状況を報告しなければなりません（事務組合処理規約例の第26条参照）。報告書式として「労働保険料等特別会計徴収・収納状況報告」の書式例を作成しましたので、参考にしてください。

なお、一般会計については、各事務組合の独自の方法（母体団体の経理に準じて）で決算して差し支えありません。

(1) 労働保険料等特別会計徴収・納付状況報告

次の方法により作成します。

- ア 確定概算保険料の受入は事業主から領収した金額、払出は政府へ納付した金額を期別毎に記入します。
- イ 「一般拠出金」は、基幹番号別内訳簿等から転記します。
- ウ 「還付金」は国から還付金額を振り込まれた場合は受入、事業主に還付金額を交付した場合は払出に記入します。
- エ 「過年度保険料等」は、労働局又は労働基準監督署が行った労働保険料算定基礎調査等で発生した不足額や滞納による前年度以前の労働保険料等について、事業主から領収した場合は受入へ、国へ納付した場合は払出へ記入します。
- オ 「追徴金」は、労働保険料算定基礎調査で生じた追徴金を事業主から領収した場合は受入へ、追徴金を国へ納付した場合は払出へ記入します。
- カ 「延滞金」は滞納保険料等で発生した延滞金について、事業主から領収した場合は受入へ、延滞金を国へ納付した場合は払出に記入します。
- キ 「翌年度保険料等預かり金」は、当年度中に申告・納付ができず、翌年度申告・納付対象となった労働保険料等を当年度中に預かった場合に受入に記入し、同時に「翌年度繰越保険料等」の払出に同額を記入します。

(注) 新規委託の時期（概ね毎年12月中旬から3月末日までの期間）によっては、年度途中で行っている概算保険料の増減訂正報告（以下「増減報告」という）をせず、年度更新の際に新年度の概算申告と一緒に確定精算を行うこととなりますが、この時期に新規委託事業主から概算保険料を預かった場合や年度途中で委託解除となった事業主から確定不足金額や一般拠出金を領収した場合、あるいは、母体団体の決算と労働保険料の年度区分（4月から翌年3月まで）と異なる場合などで「翌年度保険料等預かり金」と「翌年度繰越保険料等」が発生します。

- ク 欄外の「滞納保険料等」は、当年度において滞納があった場合にその件数と金額を記入します。

徴収・納付状況報告の書式例

労 働 保 險 料 特 別 会 計

徴 収 ・ 納 付 状 況 報 告

令和3年度

労働保険事務組合

労働福祉センター

(単位:円)

項 目	受 入	払 出	備 考
確定・概算保険料1期	5,201,841	5,017,347	
概算保険料2期	5,208,966	5,274,127	
概算保険料3期	5,215,176	5,274,127	
一般拠出金	30,579	30,579	
還付金		60,382	
過年度保険料			
追徴金			
延滞金			
翌年度保険料等預かり金	48,000		
翌年度繰越保険料等		48,000	
合 計	15,704,562	15,704,562	

滞納保険料（令和4年3月31日現在） 0件

0円

(2) 労働保険料等納付済通知書

事務組合は、委託事業主から交付を受けた労働保険料等について、第3期分までを国に納付したときは、その旨を委託事業主に通知しなければなりません（事務処理規約例の第10条第5項参照）。書式例として「労働保険料等納入済通知書」を作成しましたので、参考にしてください。

労働保険料等納付済通知書の書式例

労 働 保 険 料 納 付 済 通 知 書

労働保険番号	15301990000-001
--------	-----------------

委託事業主 住 所 新潟市西蒲区＊＊＊
氏 名 A 食品 (株)

貴事業所の平成 年度の労働保険料を下記のとおり国へ納付しましたので通知します。

種 別	国へ納付した額	納付した日	摘 要
前年度確定不足額	168,000	9/6	
概算保険料 1期	456,000	9/6	
概算保険料 2期	456,000	11/14	
概算保険料 3期	456,000	2/14	
一 般 投 出 金	1,824	9/6	

令和 4年 2月27日

労働保険事務組合 名 称 労働福祉センター
所 在 地 新潟市中央区美咲町1-2-1
代表者氏名 会長 労働 花子 (印)

5 その他の帳簿

委託事業場により、「滞納が多い」、「保険料を手形で領収した」、「労働保険料等と一緒に委託手数料を口座振替した」等、会計監査等の第三者が見ても分かるように、その内容毎に帳簿を記帳して整理する必要があります。その際、次の例と対処方法を参考にしてください。

例 1 労働保険料等と一緒に委託手数料を口座振替した（委託事業主が労働保険料等と一緒に委託手数料と一緒に振り込んできた）場合。

この場合、専用口座に労働保険料等と委託手数料と一緒に計上されますが、労働保険料出納簿には労働保険料のみ計上します。委託手数料はできるだけ早め（遅くとも当月中）に専用口座から引き出し、一般会計に振り替え、委託事業主ごとの委託手数料一覧表を作成します。

なお、総コンシステムの口座振替制度を利用している場合は、「口座振替結果明細表」が印書されるので、これを証拠書類として保管します。

例 2 滞納事業場があった場合。

「徴収及び納付簿」、「労働保険料等滞納事業場報告書（以下「滞納事業場報告」という。）」などによって確認できますが、複数の滞納事業場を抱える場合には滞納保険料と延滞金を記帳して管理する必要があります。

例 3 約束手形や先日付小切手等の有価証券により労働保険料等を受領した場合。

事業場の都合によりやむなく労働保険料等を有価証券及び当該有価証券の取扱手数料（現金）を受領した場合は、事務組合名で「預かり証」を発行し、労働局あて直接持ち込み又は現金書留により郵送願います（郵送費用は事業主持ちになります）。

その後労働局から納付受託証券受託証書（預かり証）が事務組合あて発行しますので、当該有価証券が決済されるまで大切に保管してください。

有価証券の決済が終了しますと、労働局から領収証書が事務組合に郵送しますので、徴収及び納付簿の「事業主から領収した月日」欄及び「政府へ納付した月日」欄に、郵送された領収証書の日付を記入します。

なお、事業主には、当該領収証書の日付をもって領収書（組様式第8号）を作成し、交付してください。

例 4 1月から3月の間に新規委託を受けて、当年度分の概算保険料を受領した場合。

新規委託の時期（概ね12月中旬から3月31日までの指定された期間）によっては、増額訂正報告をしないで、年度更新時に一括清算（確定新規扱い）をして保険料を申告納付することとなります。

この期間中に概算保険料を領収した場合は、翌年度繰越保険料をして保管しておき、年度更新時に確定精算（確定保険料を算定し、受領時した概算保険料と比較し、不足していれば追加徴収、過大であれば翌年度概算保険料に充当）します。

この場合、「徴収及び納付簿」、「出納簿」及び「基幹番号別内訳簿」に記帳するとともに、決算報告で「翌年度保険料等預り金」として計上します。

6 質疑応答

問1 第1期の労働保険料を納付すると、いつも専用口座に残額が生じるのはなぜか。

答 この場合の残額には、次のいずれかの労働保険料等が含まれていることになります。

- ① 第2期及び第3期への充当額
- ② 概算保険料一括納付を受けた際の第2期及び第3期分概算保険料
- ③ 分割納付を受けた概算保険料の端数処理分（第1期に加算した余りの1円若しくは2円）
- ④ 事業主から労働保険料過大徴収
- ⑤ 確定精算や再確定により生じた労働保険料精算返還金等（還付金）を事業主に交付していない。
- ⑥ 預金利息等を一般会計に振替していない。

該当する場合は、本書により適正に取り扱ってください。

問2 労働保険料等の滞納が確認された場合、関係書類の提出方法について教えてください。

答 1 労働保険料等を滞納している委託事業場がある場合は、「滞納事業場報告書」を納期限から15日以内の指定された期限内に労働局に提出しなければなりません。

「滞納事業場報告書」が提出されないと、当該事業場は滞納事業場とはならず、労働局による滞納処分の妨げになることにより、事務組合の責任が問われることになりますので、注意が必要です。

2 「滞納事業場報告書」に記載の事業場の労働保険料等を受領した場合は、直ちに国へ納付とともに、「労働保険料等納入事業場報告書」を1か月ごとにとりまとめ、翌月10日までに労働局へ提出してください。

3 次年度の年度更新時に前年度の保険料等の滞納がある場合は、必ず「労働保険料等に関する債務確認及び納入誓約書」を事業場から徴し、7月31日までに労働局へ提出してください。

また、計画どおり納入させるようにしてください（具体的な納入計画が立たない場合も債務の確認欄は必ず記入してください。）。

※ 「労働保険料等に関する債務確認及び納付誓約書」は、2部作成し事業主が1部保管し、1部を労働局に提出してください。

「労働保険料等に関する債務確認及び納入誓約書」の日付は、確認書を取り交わした日付を必ず事業主の自筆で記入してください。

問3 年度途中で委託解除があった。事務処理方法を教えてほしい。

- 答 1 労働保険事務等の処理の委託を解除した場合は、参考1の「労働保険事務等処理委託事業主名簿」及び「雇用保険被保険者届出事務等処理簿」に記載し、参考3の手続きを行わなければなりません。
- また、委託を解除した事業主に対して、事業廃止の場合を除き、委託換え若しくは個別加入を行うよう指導してください。
- 2 委託を解除した事業主に対して、委託解除日までの確定保険料等の算定基礎となる「賃金等の報告」の提出を求め、これに基づき概算保険料申告の減額訂正報告（以下「減額訂正報告」という。）を労働局に提出してください。
- なお、減額訂正の具体的な事務処理については、「労働保険料等徴収事務のしおり」を参照してください。
- 3 委託を解除した事業主から提出された「賃金等の報告」に基づき、委託解除日までに係る労働保険料と一般拠出金の合計額が、納付済みの概算保険料額を超える場合は、事業主からその差額の交付を受けて納付する必要があります。ただし、一般拠出金については、年度更新時に納付することとなりますので、それまで事務組合で預り金として保管してください。
- この場合、一般的な4月から3月までの会計年度を採用する労働保険事務組合では、「労働保険料等特別会計徴収納付状況報告」において翌年度保険料等預り金に計上することとなります。
- また、「徴収及び納付簿」等関係帳簿にも必要事項を遅滞なく記入してください。

問4 滞納事業場があるが、報奨金の交付が受けられなくなるのではないか。

- 答 労働保険料に係る報奨金及び一般拠出金に係る報奨金は、事務組合が事業主の委託を受けて納付する労働保険料及び一般拠出金の納付状況が、それぞれ次の①から③までの要件のいずれにも該当する場合に交付されます。
- ① 報奨金算定基準日（7月10日、天災その他やむを得ない理由があるときは7月17日）において、前年度に常時15人以下の労働者を使用する事業の事業主に係るものにつき、前年度の確定保険料又は当年度の一般拠出金の額の合計額の95パーセント以上が納付されていること。
- ② 前年度の労働保険料又は当年度の一般拠出金等（追徴金、延滞金を含む）について、差し押さえなどの滞納処分を受けたことがないこと。
- ③ 偽りその他不正な行為により、前年度の労働保険料又は当年度の一般拠出金等（追徴金、延滞金を含む）を免れ、又はその還付を受けたことがないこと。
- したがって、一部滞納事業場があっても、その事業場が労働者15人以下の事業に該当しない場合、もしくは該当する場合であっても、労働保険料又は一般拠出金がそれぞれ95%以上納付されている場合は、報奨金の交付要件に該当することになります。

問5 事務組合の一般会計を母体団体の経理の中で一括処理できないか。

答 原則として、事務組合の経理とその母体団体である団体の経理は別にしなければなりません。ただし、やむを得ない理由があり、かつ、母体に関する経理と事務組合に関する経理が厳正に行われている場合に、例外として、事務組合の一般会計を母体の経理に含めて経理して差し支えないこととしています。

この場合、事務処理規約を改訂する必要がありますので、新潟労働局総務部労働保険徴収課に事前協議してください。

問6 総コンシステムを利用することは、事務組合認可基準でいる再委託に当たるのでは

答 事務組合は、行として労働保険料等の徴収及び納付ができるわけですが、この場合の労働保険料等は事業主からの預り金であり、その性格は国税と同様です。このため、事務組合は適正なチェック機能を有する必要があります。

近年、事務組合の流用事件等が発覚していることは、多額の労働保険料等の取り扱いを一個人に任せて組織の中でのチェック機能が働いていないことに起因しているものと考えます。

そこで、総コンシステムの利用についての判断ですが、このシステムは事務組合からのデータによって書類を作成し、あるいは口座振替によって労働保険料等の徴収を行い、関係書類又は労働保険料等を一括し事務組合に渡しているものです。事務組合では受け取った書類又は労働保険料等について、適正であるかどうかのチェックを行っています。

総コンシステムでは、書類の作成及び労度保険料等の徴収事務の一部を事務の合理化のために行っているものであり、その書類等の管理は事務組合に責任があります。簡単に言えば、事務組合の事務所のコンピュータと同様に考えられます。

したがって、事務組合認可基準でいうところの「再委託」には該当しないこととなります。

問7 1月に増員した場合の、増加概算申告は必要か。

答 当年度の増減訂正報告は、「労働保険料等徴収事務のしおり」にあるように、12月28日までですので、これを経過した場合は原則次回年度更新で精算となります。

問8 総コンシステム（口座振替）利用事務組合において作成する「徴収及び納付簿」の「事業主から領収した月日」及び「政府へ納付した月日」は、いつの日を記入すべきか。

答 「事業主から領収した月日」は、事業主の口座から引き落とされた日ではなく、事務組合専用口座に振り込まれた日を記入します（考え方は、一般の商取引と同様）。

「政府へ納付した月日」は、実際国へ納入した日、口座振替制度を利用している場合は、事務組合専用口座から引き落とされた日を記入してください。

問9 手書き様式の領収書は、あらかじめ一連番号を付して使用することになっていますが、総コンシステム（口座振替）を利用している場合、領収書（組機様式第16号）はどのように使用すればよいか。領収年月日はいつの日を記入すべきか。

答 パソコン出力様式であっても、使用前一連番号を付す必要があります。使用する前に一連番号を付すのは、不正事故防止の目的からお願いするものです。

したがって、途中印字ミスや白紙が生じた場合、書損の要領で使用できないよう処理し、これを保管する必要があります（労働保険徴収法の時効は2年ですので、年度末に締めて保管してください。）。

総コンシステム（口座振替）の領収書は控がありませんので、領収書のコピーを取り、一連番号順にしておきます。

領収年月日は事務組合専用口座に振り込まれた日（口座振替を利用している場合は振替日が印書）になります。

問10 概算保険料第2期の納期直前になり、委託事業場が事業廃止しました。

当該事業場からは、第2期分の保険料を受領していない場合、納付期限から15日以内に「滞納事業報告書」を提出すればよいか。

答 問3において年度途中で委託解除した場合の事務処理について説明しましたが、委託事業場が事業廃止した場合は、事業場内で清算手続きに取り掛かっているものと考えられるので、同様に労働保険料も直ちに確定精算する必要があり、減額訂正報告が必要となります。委託事業場の状況により対応が異なる場合がありますので、まずは新潟労働局総務部労働保険徴収課にご一報ください。

① 確定精算は、納付済みの概算保険料第1期（充当額控除前の金額）で精算します。確定保険料額が、納付済みの概算保険料額を超える場合、その差額を概算保険料2期分として申告・納付していただく必要があります。なお、納付期限から15日以内に減額訂正報告等の提出が困難な場合は、取り急ぎ第2期分の保険料額で「滞納事業報告書」を提出していただくこととなります。

② 次に第2期分の保険料額で「滞納事業報告書」を提出後に減額訂正報告を作成する場合は、未納である2期分までの保険料で確定精算を行ってください。その結果、

確定保険料 > 2期までの概算保険料…2期及び不足額の納付が必要。

確定保険料 < 2期までの概算保険料…過納額を未納となっている2期分へ充当となります。

なお、不足額の納期は、概算保険料第3期になりますが、支払いが困難な場合は、第3期の納付期限から15日以内に「滞納事業報告書」を提出してください。

問11 概算保険料第3期を納付する際、納付する金額に不足額が生じた。調べたところ、第1期分に滞納があり、「滞納事業場報告書」も提出していないことが確認された。
この場合の滞納保険料はどうなるのか。

答 労働保険料等徴収及び納付簿の記帳が適切になされていないか、或いは記帳していても他の労働保険料出納簿及び基幹番号別内訳簿との照合を怠っていたため、記帳誤りに気付かなかつたと考えられます。このような場合、適切な時期に滞納事業場に対する納入督励が実施できなかつたこととなることから、労働保険事務組合の責任は重大です。このような事態が発生しないように、日頃からこまめに帳簿の記帳や突合を行ってください。

本件の場合、第3期分の「滞納事業場報告書」に併せて報告していただき、督促状の発送や指定期限も第3期と同様な取り扱いとなります。

問12 個別事業として労働保険料を概算申告した事業場を年度途中で委託（特別加入あり）した場合、年度末まで個別事業として管理することとなっているが、当該事業場の帳簿の記帳は必要ないと考えるがいかがか。

答 個別事業場を年度途中で委託した場合は、年度末まで個別事業として管理し、年度更新申告書に一般保険料と特別加入保険料の2段書きで確定申告することとされていますが、委託事業場としての事務処理が必要になり、労働保険料等徴収及び納付簿、労働保険料出納簿及び基幹番号別内訳簿の記帳は必要です。

労働保険料等徴収及び納付簿は、個別事業分として別葉で記帳し、基幹番号別内訳簿は個別扱い分の欄を設けて作成してください。

問13 申告書と徴収及び納付簿との関係について、次の場合はどのようにすべきか。
概算保険料延納する場合、基幹番号全体として充当があり個々の事業主によっては第2期、第3期まで充当しているケースもある。
この場合、第1期を完納しても保険料が事務組合専用口座に残ることとなるが、この場合の「徴収及び納付簿」の政府への納付年月日はいつにしたらよいか。

(具体例)

(単位:万円)

事業主	R2 概算	R2 確定	過不足	R3 概算	第1期	第2期	第3期
A	5	4	△1	3	0 (1)	1	1
B	4	6	2	6	4 (2)	2	2
C	5	4	△1	3	0 (1)	1	1
D	5	4	△1	3	0 (1)	1	1
E	5	3	△2	3	0 (1)	0 (1)	1
領収金額					4	5	6
事務組合	24	21	△3	18	3 (6)	6	6
口座の残					1	0	0

(解説)

第1期に事務組合に集まる保険料額（領収金額）は、

$$B \text{ の } 2 \text{ (確定不足) } + 2 \text{ (概算第1期) } = 4 \text{ 万円}$$

となります。一方、第1期に納入しなければならない保険料額は6万円ですが、基幹番号全体として充当3万円があることから、差し引き3万円だけを納入することになります。したがって、事務組合専用口座に1万円残ります。

次に第2期に集まる保険料額（領収金額）は、

$$1 \text{ (A) } + 2 \text{ (B) } + 1 \text{ (C) } + 1 \text{ (D) } = 5 \text{ 万円}$$

となります。事務組合として納入しなければならない金額は6万円ですので、第1期で専用口座残っていた1万円を加えて6万円を納付します。事務組合には残りません。

第3期に集まる保険料額（領収金額）は、

$$1 \text{ (A) } + 2 \text{ (B) } + 1 \text{ (C) } + 1 \text{ (D) } + 1 \text{ (E) } = 6 \text{ 万円}$$

となりますので、6万円を納付します。

答 質問の趣旨は、第1期分にBから徴収した4万円のうち1万円が専用口座に残るので、Bの徴収及び納付簿の「政府への納入月日」をいつにしたらよいかということだと考えますが、その基幹番号の保険料を政府へ納入した日（口座振替納付制度の利用の際は専用口座から引き出された日）を記入し、事務組合に残った保険料は、その明細を把握（経理を明確に）しておけば足りるというものです。

なお、事業主から3分割ではなく一括受領した場合も専用口座に残ることとなりますので、経理を明確にしておく必要があります。

また、事務組合に残った保険料を保管せずに手書きの納付書で、納付目的を明記して納入することも可能ですが（次期納付額に充当されることから、充当額を差し引いて次期納付書に印書されて発送されます。）。

問 14 概算保険料第 1 期分を納付後に委託事業場（A 社）が事業廃止した。

減額訂正報告を提出したが、第 2 期分の納付書に印字されていた金額が予定していた金額と合わない。何故か？（第 1 期分は全額納入済み）

A 社の概算保険料は 9 万円、確定保険料は 1 万円なので、減額は 8 万円となりこれを 1 / 2 ずつ第 2 期、第 3 期で減額することでよいか。

(解説)

問を分かり易く表にすると、次のようになります。

(単位：万円)

A 社	合計	第 1 期	第 2 期	第 3 期
概算保険料	9	3	3	3
確定保険料	1	1		
減額	6		3	3
還付	2		2	
事務組合の減額分	8		5	3

答 以下のとおり精算します。

- 1 A 社の確定額が第 1 期納付額より少なく、第 2 期・第 3 期を納付する必要がないため、まず、事務組合の第 2 期分・第 3 期分から A 社の第 2 期分 3 万円、第 3 期分の 3 万円をそれぞれ減額します（計 6 万円）。
- 2 さらに A 社で過納となった 2 万円を還付するため、事務組合の第 2 期分から 2 万円を減額します。したがって、事務組合の第 2 期分から減額する金額は、 $3+2=5$ 万円となります。
- 3 この結果、他の委託事業場から第 2 期分すべて領収すると、2 万円事務組合に残りますので、まず、これを A 社に還付します。
- 4 よって、第 2 期・第 3 期の 6 万円を減額し、過納となった 2 万円事業場に還付することで精算が終了（概算 9 万円 - 確定 1 万円 = 8 万円減額）することとなります。減額分 8 万円を第 2 期・第 3 期から調整するものではないことに留意してください。

問 15 一元両保険の適用事業場が、4 月 1 日から個別から委託となり、個別で確定精算したところ過納額が生じたが、この額を事務組合に充当できないか。

答 充當はできません。過納額は個別番号で還付請求してください。

問 16 継続メリット制適用事業場であった委託事業場が、新年度よりメリット制の適用が外れ、一括管理することとなった。確定精算したところ、過納額が生じたが、この場合の過納額をどのように処理したらよいか。

答 事務組合の基幹番号の新年度概算保険料に充当してください。

この場合、メリット適用事業であった事業場の申告書「②差引額」の「(イ) 充当額」欄に過納となっている金額を記入するとともに、「末尾○へ○円充当」と欄外に記入してください。

さらに、一括管理している基幹番号の申告書「②差引額」の「(イ) 充当額」欄に金額を記載するとともに、欄外に「枝○から○円充当」と記入してください。

問 17 新年度から雇用保険率が改正される場合に、賃金締切日が毎月末日で、賃金支払日が翌月 10 日払を採用している事業場の場合、3 月 31 日締切分の賃金から控除する雇用保険料被保険者負担分は新旧のいずれの率を適用すべきか。

答 改正前の雇用保険料被保険者負担率を適用してください。

確定保険料の納付については、徴収法第 19 条第 1 項第 1 号において「…その年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料を乗じて算定した一般保険料」と規定されています。この「すべての労働者に係る賃金総額」とあるのは、「現実に支払われた賃金額は勿論、支払いが確定したものも含む（昭和 24 年 10 月 5 日付け基災収第 5178 号）」とされています。

「3 月 31 日締切」ということは、旧年度で事業主に支払い義務が確定したものであることから、旧年度の雇用保険率が適用となりますので、改正前の雇用保険料被保険者負担率を適用して控除することになります。

仮に賃金の締切日が毎月 25 日の場合は、3 月 26 日から 4 月 25 日までの賃金から新年度の賃金総額に含まれ、雇用保険率は改正後の雇用保険率が適用されます。

問 18 6 月になって、当年 1 月にさかのぼってベースアップすることが決まり、労働者ごとの 1 月～6 月までの差額が確定し、6 月に支払われた。この場合の 1 月から 3 月までのベースアップ分は、新旧いずれの年度の賃金総額に含めるべきか。

答 新年度の賃金総額に含めます。

賃金差額（ベースアップ）の支給額が確定した日の属する年度の賃金総額に含めることとなり、差額は全額新年度の賃金総額に含めて保険料を算定することとなります。

なお、一般保険料に係る保険料率の適用も支給額が確定した日の属する年度のものが適用することとなりますので、留意願います。

問 19 委託事業場に係る保険料の還付金が発生したが、当該委託事業主が行方不明で還付金を渡すことができない場合、どのようにしたらよいか。

答 民法上の債権時効消滅の10年間保管しなければなりません。

徴収法第34条により、国から事務組合に対して支払われた還付金額は、事業主に対して支払われたものとみなして取り扱われます。

事務組合が受けた還付金の取扱いについては、事務組合と委託事業場との間で、民法上の債権・債務関係となることから、還付金を「供託」するか民法上の債権時効消滅までの10年間保管することになります。

なお、事務組合で保管する場合は、次の点に留意する必要があります。

- ① 事務組合専用口座と異なる特定の口座に預金します。
- ② 徴収及び納付簿に記帳（保管先口座等）
- ③ 事務組合の会計諸帳簿に記帳します（出納簿及び基幹番号別整理簿で保管している還付金額で残金が発生するので、当該事業主から請求がない限り時効完成する10年間は繰越の処理が必要です。）。

問20 事業場に還付金を交付した場合、領収書を徴することは理解できるが、還付金を現金払いではなく、銀行振り込みした場合も領収書を徴することが必要か。

答 還付金を銀行振り込みしてその内訳を事業場に通知している場合は、改めて領収書を徴する必要はありません。

問21 徴収及び納付簿の「事業主から領収した月日」は事務処理要領において、「総コンシステムの口座振替を利用している場合は、事務組合専用口座に振り込まれた日」とあるが、印刷される領収書の領収年月日は振替日が印字されている。領収書を作成しなおす必要があるのか。

答 再度領収書を作成する必要はありません。記帳は原則「事務組合専用口座に振り込まれた日」としますが、この場合領収書に併せて記帳しても構いません。

問22 領収書の内訳を誤記入しました。書損として取り扱わなければならないか。

答 書損とする必要はありません。

内訳の訂正は誤記入した部分を二重線で抹消し、訂正印を押印してください。

書損として扱わなければならない場合は、

- ① 領収年月日
- ② 領収金額

を誤記入した場合は、必ず書損扱いにしてください。

7 会計等事務処理チェックリスト

(1) 労働保険料等徴収及び納付簿

- 基幹番号別かつ枝番号順に編綴・整備されているか。
- 年度途中委託事業場分も整備しているか。
- 確定及び概算保険料の額は納入通知書に記載している額と一致しているか。
- 事業主から交付を受けた労働保険料等の額、領収年月日は出納簿及び領収書の記載内容と相違はないか。
- 事務組合保管金額（事業主から交付を受けたが、国に納付していない金額）の合計額は、出納簿及び専用口座の残金とほぼ一致するか（出納簿と専用口座の残金が合わないことがあるが、通常第3期分の納付の際に金額が一致する。）。
- 一致しない場合、その原因を把握しているか。

(2) 労働保険料等領収書及び領収書控

- 事業主から労働保険料等の交付を受けたときは、領収書を必ず交付しているか。
- 領収書は使用前あらかじめ一連番号を付して使用しているか。
- 領収書控は整理保管しているか。
- 領収金額又は領収年月日を訂正しているものはないか。
- 書き損じた場合の処理は適正か。
- 領収年月日の記入漏れはないか。
- 領収金額、領収年月日以外の記載に誤りはないか。
- 領収書の領収金額、領収年月日が各帳簿と相違はないか。

(3) 労働保険料等納入通知書

- 貸金等の報告に基づき、確定保険料一般拠出金が適正に算定されているか。
- 徴収及び納付簿との相違はないか。

(4) 労働保険料等の納付

- 事業主から交付を受けた労働保険料等を速やかに納付しているか。
- 納付状況が徴収及び納付簿に適正に記載されているか。
- 故意に納期限後に納付していないか。
- 立替え納付をしていないか。

(5) 労働保険料等の還付

- 確定精算又は再確定により生じた労働保険料等の還付金を事業主に支払った場合、当該事業主から領収書を徴しているか。
- 領収書を整理・保管しているか。

- 還付金を正当な理由もなく、長期間事務組合で保管していないか。

(6) 労働保険料等出納簿

- 労働保険料等の出納・保管が明確に把握できているか。
- 事業主から交付を受けた労働保険料等について、事業場名、目的、金額が適正に記載されているか。
- 領収書控、徴収及び納付簿、専用口座との齟齬はないか。
- 国へ納付した場合、納付目的及び金額が「納付書・領収証書」と齟齬がないか。
- 前年度繰越金がある場合（年度途中の委託に係る保険料、還付未済金、減額申告事業場に係る一般拠出金等の預り金）は、その内容が明確に記載されているか。
- 徴収及び納付簿の事務組合保管額（事業主から交付を受けたが納付していない額）との関連は適正か。
- 納付目的の納入期限を経過しているにもかかわらず、国へ納付せず保管しているものはないか。
- 国への納付や還付金の支払い以外で正当な理由なく、専用口座から引き出されているものはないか（専用口座に委託手数料等の労働保険料等以外の金員が振り込まれた場合や預金利息が生じた場合は、一般会計への振替処理が適正に行われているか。）。

(7) 滞納状況

- 「滯納事業場報告」は、指定された報告期日までに報告されているか（法定納期から15日以内の指定された期限内）
- 「滯納事業場報告」は、基幹番号別に記載されているか。
- 「滯納事業場報告」に記載の滯納事業場に係る滯納金額は、当該事業場分の徴収及び納付簿に記載の保険料等の納付未済金額と相違はないか。
- 滞納事業場に対する納入督促は続けているか。

(8) 保管額

- 労働保険料等の保管額を預金、現金別に把握しているか。

(9) 内部監査

- 労働保険事務等の処理及び労働保険料等の預り金の処理について、母体団体の監査役等の監査が定期的に実施されているか。

(10) 事務組合に関する帳簿の保管等

- 事務組合に関する帳簿・書類は、種類又は性格別に整理し、なるべく一か所にとりまとめ保管しているか。

- 金銭の授受に関する帳簿・書類は、施錠ができる格納箱（ロッカー等）に保管しているか。
- 専用口座の預金通帳と印鑑の保管責任者を別の者にするなど、組織上内部けん制体制が確立されているか。
- 預金通帳については、印鑑とは必ず別に、会計責任者自らが金庫に格納する等の配慮をしているか。
- 事務組合に関する帳簿・書類は、完結の日から次の区分による期間、保存を行っているか。
 - ① 労働保険関係の帳簿・書類 3年
(雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿にあっては、4年間)
 - ② 労災保険関係の帳簿・書類 3年
 - ③ 雇用保険関係の帳簿・書類 2年
(被保険者に関する書類にあっては、4年間)

領収書（還付金）書式例

領 収 書					
千 円					
ただし、労働保険料等の還付金					
令和 年度 労働保険料	円				
令和 年度 一般拠出金	円				
上記金額領収しました。					
令和 年 月 日					
事業主の 住 所					
氏 名					
労働保険事務組合	殿				

(ご案内)

- 1 領収書の金額は訂正しないでください。
- 2 金額は算用数字(1, 2, 3)で記入してください。
- 3 金額の頭に「¥」を付してください。

参考

1 労働保険事務組合が備えるべき帳簿

事務組合は、労働保険事務等に関する事項を記載した次の帳簿を事務所に備えておかなければなりません（徴収法第36条、同施行規則第68条）。

- 労働保険事務等処理委託事業主名簿（様式第16号）
- 労働保険料等徴収及び納付簿（様式第17号）
- 雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（様式第18号）

(1) 労働保険事務等処理委託事業主名簿（様式第16号）

この帳簿は、委託事業主と事務組合との間の責任関係を明確にするものであり、次の要領により正確に記載しなければなりません。

ア 「① 事業場の区分」欄のうち左欄には、常時使用労働者数5人未満の委託事業主については「甲」、常時使用労働者数が5人以上15人以下の委託事業主については「乙」、常時使用労働者数が16人以上の委託事業主については「丙」とそれぞれ記載し、右欄には、団体の構成員である事業主の事業については「A」、団体の構成員でない事業主の事業については「B」と記載する。

イ 「②枝番号」欄には、各委託事業主に付与された労働保険番号（基幹番号）の枝番号を記載する。

ウ 「③メリット制適用の有無」欄については、労災保険メリット制の適用を受けている場合は「有」、受けていない場合「無」を○で囲む。

エ 「④保険関係区分」欄には各委託事業主において成立している事業の名称及び事業主の氏名を記載する。

オ 「⑤事業の名称（事業主の氏名）」欄には、各事業主が経営している事業の名称及び事業主の氏名を記載する。

カ 「⑥事業の所在地」欄には、各委託事業主について⑤も事業の所在地及び電話番号を記載する。

キ 「⑦事業の種類」欄には、労災保険率表の事業の種類又は第2種特別加入保険料率表の事業若しくは作業の種類を記載する。

ク 「⑧委託年月日」欄には、事務組合が労働保険事務等の処理の委託を受けて承認したときにその承認年月日を④の区分ごとに記載する。

ケ 「⑨委託解除年月日」欄には、事務組合が労働保険事務等の委託を解除したときに、その解除年月日を記載する。

コ 「⑩特別加入に関する事項」欄には、承認された特別加入者の氏名及びその承認年月日、脱退年月日及び給付基礎日額を記載する。

サ 「⑪雇用保険事業所番号」欄は、ハローワークから賦与された雇用保険適用事業所番号を記載する。

(2) 雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（様式第18号）

この帳簿は、委託事業主の事業所別に作成し、労働者ごとに一覧を使用し、被保険者となったこと及び被保険者で亡くなったこと、被保険者の転勤、被保険者の氏名変更等に関する処理状況を明らかにするもので、次の要領により記載しなければなりません。

- ア 「①事業所の区分」欄は、常時使用労働者数5人未満委託事業主については「甲」、常時使用労働者数5人以上15人以下の委託事業主については「乙」、常時使用労働者数16人以上の委託事業主については「丙」とそれぞれ記載する。
- イ 「②事業所の名称」欄には、各委託事業主が経営している事業の名所を記載する。
- ウ 「③事業所の所在地」欄には、各委託事業主について②の事業の所在地を記載する。
- エ 「④委託年月日」欄には事務組合が労働保険事務等の処理の委託を受け、承諾したときにその承諾年月日を記載する。
- オ 「⑤被保険者番号」欄及び「⑥被保険者氏名」欄には、当該被保険者の「雇用保険被保険者証」に記載されている被保険者番号及び被保険者の氏名（カッコ内には被保険者の生年月日）を記載する。
- カ 「⑦被保険者となったことに関する事項」欄には、被保険者となったことについて、「⑧被保険者で亡くなったことに関する事項」欄は、被保険者で亡くなったことについての委託事業主からの依頼やハローワークへの届出、ハローワークからの通知やその通知の委託事業主への伝達等の事績を記載し、その事績に対し委託事業主から確認印の押印を求める。
- キ 「⑨その他」欄は被保険者の転勤に関する届、被保険者の氏名の変更に関する届その他⑦・⑧欄に記載すべき事項以外の必要な事項についての処理状況を記載する。この場合、被保険者転勤届は 転勤、被保険者の氏名の変更に関する届は 氏、短期雇用特例被保険者に関する届は 特例、被保険者の六十歳到達時賃金に関する届は 六十、被保険者の（育児）休業開始時の賃金に関する届は 育 のように略号を用いることを可とします。
- （例） 「 転勤 R ○年○月○日届出」「 氏 R ○年○月○日届出」
- ク 「⑩離職票受領印」欄には、事務組合が離職票を交付した場合はその交付年月日を記載し、交付を受けた旨の認印を求める。

2 労働保険事務等の処理の委託を受けたとき

- (1) 事務組合は、事業主から「労働保険事務等委託書」により労働保険事務等の処理の委託を受けたときは、直ちに受託の可否を決定し、その旨を当該事業主に通知しなければなりません。
- (2) 事務組合は、労働保険事務等の処理を受託したときは、速やかに「労働保険関係成立

届（事務処理委託届）」を作成し、次の区分により提出しなければなりません。

- ア 下記イ以外の者については、事務組合の主たる事務所の所在地を管轄するハローワークを経由し、労働局に提出します。
- イ 二元適用事業場で労災保険に係るものについては、事務組合の主たる事務所を管轄する監督署を経由し、労働局に提出します。

3 労働保険事務等の処理の委託を解除したとき

事務組合は、労働保険事務等の処理の委託を解除したときは、「労働保険事務等処理委託解除届（様式第7号。以下「解除届」という）」を作成し、前記2の（2）に準じて提出してください。

事務組合又は委託事業主が労働保険事務等処理の委託を解除しようとする際は、あらかじめ「労働保険事務等委託解除通知書」によって委託事業主又は事務組合に通知する必要があります。

（事務処理上のお願い）

- ア 解除届の委託解除理由が「2 委託換え」の場合は、解除届の余白に新労働保険番号を記載してください。
- イ 委託換えによる委託届（労働保険関係成立届（事務処理委託届）様式第1号）を提出する際は、「②加入済労働保険番号」欄に旧労働保険番号を記載してください。
- ウ 中小事業主が旧事務組合と委託解除した翌日に新事務組合に事務処理の委託を開始する場合を「継続委託」と呼びますが、この「継続委託」の際に新事務組合で中小事業主が旧事務組合に引き続き労働保険の特別加入を希望する場合、労働保険事務等処理委託事業主名簿（様式第16号）の記載事項について新・旧事務組合間で引継ぎを行ってください。
- エ 「継続委託」で特別加入を引き続き希望する場合は、通常上記ウの継続委託の処理を行う際に新事務組合に引き継がれこととなります。事務処理の都合で従来通り加入申込書で承認を得たい場合は、特別加入申請書の「⑥特別加入を希望する日」欄の脇に「継続委託」と記入して申請してください。この際委託届の他に旧事務組合の「委託解除通知書」を添付する必要があります。
- オ 解除届の委託解除理由が「3 個別加入」の場合は、その事業場に対し成立届や概算保険料申告書の提出についてご指導をお願いします。

様式第16号（第64条関係）

労働保険事務等処理委託事業主名簿

労働保険番号	被保険者番号	被保険者管轄	基盤番号	技番
丙 A 001	153019900000			

①事業場 区分	②校番号	③メリット制 の適用有無	④保険関係 区分	⑤事業の名称 (事業主の氏名)	⑥事業場の所在地	⑦事業の種類	⑧委託解除 年月日	⑨特別加入者 年月日	⑩特別加入 に關する事項	⑪雇用保険事業所番号
丙 A 001	有・無	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	○○ ○○	A食品株	新潟市西蒲区***	食料品製造業	SS9.4.1			H 1501-*****-1
丙 A 002	有	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	B太郎	日商店	新潟市東区***	電話 (025) - (060) 0000番				H 1501-*****-2
乙 A 003	有・無	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	C二郎(物)	新潟市中央区***	電話 (025) - (060) 0000番	卸売業	SS9.4.1	R2.9.30		
乙 A 004	有・無	(イ) 劳災保険 (ロ) 雇用保険	D運送	新潟市秋葉区***	電話 (025) - (060) 0000番	自動車貨物	SS2.4.1	R3.2.20		
丙 A 005	有・無	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	E製作所	新潟市南区***	電話 (025) - (060) 0000番	郵便業	SS3.7.1	D 次郎	S63.7.1	5,000
甲 A 006	有・無	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	F木工所	新潟市東区***	電話 (025) - (060) 0000番	電気機械 器具製造業	H2.4.1	D 松子	R3.1.1	3,500
丙 A 007	有・無	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	G工業	新潟市東区***	電話 (025) - (060) 0000番	コンクリート 製品製造業	H7.4.1	E 公平	H2.4.1	10,000
甲 A 008	有・無	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	H木型	新潟市中央区***	電話 (025) - (060) 0000番	木型製造業	H30.4.1	E 公一	H2.4.1	10,000
010	有・無	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	I商事	新潟市中央区***	電話 (025) - (060) 0000番	輸入食料加工業	R3.4.1	H 四郎	H30.4.1	
	有・無	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	J	新潟市中央区***	電話 (025) - (060) 0000番					
	有・無	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	K	新潟市中央区***	電話 () - () 番					
	有・無	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	L	新潟市中央区***	電話 () - () 番					

(注音)

委託事業主名簿記入例

〔注〕
 1 ①欄のうち左欄には、使用労働者数5人未満の事業について「甲」と、使用労働者数5人以上15人以下の事業については「乙」と、使用労働者数16人以上の事業については「丙」と記載し、
 ②欄のうち右欄には、団体の構成員である事業主の事業については「A」と、団体の構成員でない事業主の事業については「B」と記載すること。
 3 ③欄には「労災保険率」の事業の種類又は「第二種特別加入料率(単価表)」の事業若しくは作業の種類を記載すること。

2021.2

様式第18号(第68条関係) (表面)

労 働 動 保 険
雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿

事務等処理簿記入例

① 事業所の区分	② 事業所番号	③ 事業所の所在地	新潟市中央区***			④ 委託年月日
			⑤ 被保険者番号	⑥ 被保険者氏名	⑦ 被保険者となつたことに関する事項	
5012-*****-* (H3年4月10日生)	○○○○	受託 3年 4月 1日 錄土	受託 3年 4月 27日 錄土	届出 3年 4月 30日	受理 3年 4月 30日	R3.4.30 木
5018-*****-* (H3年5月6日生)	○○○○	伝達 3年 4月 5日 錄土	伝達 3年 4月 30日 錄土	受託 3年 4月 1日 錄土	受託 3年 4月 30日 錄土	
5022-*****-* (H5年5月5日生)	○○○○	届出 3年 4月 3日 錄土	届出 3年 4月 3日 錄土	受託 3年 4月 5日 錄土	受託 3年 4月 1日 錄土	
5024-*****-* (H3年3月3日生)	◇◇○○	受託 3年 4月 1日 錄土	受託 3年 4月 5日 錄土	届出 3年 4月 3日 錄土	受理 3年 4月 3日 錄土	
5026-*****-* (H3年12月3日生)	○○○○	伝達 3年 4月 5日 錄土	伝達 3年 4月 1日 錄土	受託 3年 4月 3日 錄土	受託 3年 4月 5日 錄土	R3.6.16 届出 木

委託書記入例：事業主→事務組合

組樣式第1号

勞働保險事務等委託書

法人番号

事業場名	株式会社商事	常時使用労働者数	17人
事業場の所在地	新潟市中央区****	雇用保険被保険者数	17人
委託事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 概算保険料、確定保険料その他労働保険料及び一般拠出金並びにこれに係る徴収金の申告・納付に関する事務 ● 雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、被保険者の転入及び転出の届出その他雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務(個人番号関係事務を含む。) ● 保険関係成立届、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務 ● 労災保険の特別加入の申請等に関する事務 ● その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務 		
委託事務処理開始年月日	(予定) 令和3年4月1日より		

上記のとおり貴組合に労働保険事務等の処理を委託します。

ただし、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」（組様式第4号）は、貴組合が指定する期日までに当方において作成し、提出します。

(郵便番号 950-****)

電話 (025) = (111)

1234 番

令和 3 年 4 月 1 日

住所 新潟市中央区***

事業主の

844 - 2000

四八

代表取締役 I △△

労 働 保 険 番 号	府県	所掌	管轄	基幹番号			枝番号	上記の委託を承諾します。 (承諾できません。)	
労 働 保 険 番 号	府県	所掌	管轄	基幹番号			枝番号	不 承 諾 の 理 由	
労 働 保 険 番 号	府県	所掌	管轄	基幹番号			枝番号		

委託書記入例：事務組合→事業主

組様式第1号

労働保険事務等委託書

法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

事業場名	株式会社商事	常時使用労働者数	17人
事業場の所在地	新潟市中央区****	雇用保険被保険者数	17人
委託事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 概算保険料、確定保険料その他労働保険料及び一般拠出金並びにこれに係る徴収金の申告・納付に関する事務 ● 雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、被保険者の転入及び転出の届出その他雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務(個人番号関係事務を含む。) ● 保険関係成立届、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務 ● 労災保険の特別加入の申請等に関する事務 ● その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務 		
委託事務処理開始年月日	(予定) 令和3年4月1日より		
<p>上記のとおり貴組合に労働保険事務等の処理を委託します。</p> <p>ただし、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」(組様式第4号)は、貴組合が指定する期日までに当方において作成し、提出します。</p> <p>(郵便番号 950-****) 電話 (025)- 1234 番</p> <p>令和3年4月1日 住所 新潟市中央区****</p> <p>事業主の 株式会社商事 代表取締役 I △△ 殿 氏名</p>			

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	上記の委託を承諾します。 <small>承諾できません。</small>
1 5	3	0 1	9 9 0 0 0 0 0 0 1 0			
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	
令和3年4月1日						名称 (郵便番号 950-8625) 電話 (025)- 3502 番
労働保険事務組合						の所在地 新潟市中央区美咲町1-2-1
株式会社商事 代表取締役 I △△ 殿						労働福祉センター 会長 労働 花子 代表者氏名

2020.1.1

委託解除通知書記入例：事業主からの解除

組様式第11号

労働保険事務等委託解除通知書

労 働 保 険 号 番	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	雇用保険 事業所番 号	1	5	0	1	-	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	1	5	3	0	1		9	9	0	0	0	0	0	2							
事 業 場 名	B 商店 B 太郎											常 時 使 用 労 働 者 数	35 人								
事 業 場 の 所 在 地	新潟市東区 ***											雇 用 保 険 被 保 険 者 数	30 人								
委 託 解 除 の 理 由	個別で労働保険加入のため																				
委 託 解 除 年 月 日	令和 2 年 9 月 30 日																				

上記の理由により労働保険事務等の委託を解除することとしましたので通知します。

郵便番号 950-**** 電話番号 025-***-***

令和 2 年 9 月 10 日

名 称 B 商店

所在地 新潟市東区 ***

労働保険事務組合
労働福祉センター

記名押印又は署名
代表者氏名 B 太郎

印

令和 2 年 9 月 10 日付で通知がありました労働保険事務等の委託解除を認めます。

郵便番号 950-8625 電話番号 025-288-3502

令和 2 年 9 月 15 日

名 称 労働福祉センター

所在地 新潟市中央区美咲町1-2-1

記名押印又は署名
代表者氏名

会長 労働 花子

印

B 商店 B 太郎

殿

委託解除通知書記入例：事務組合からの解除

組様式第11号

労働保険事務等委託解除通知書

労 働 保 険 号	府県 1 5 3	所掌 0 1	管轄 9 9 0	基幹番号 0 0 0 0 0 0 3	枝番号	雇用保険事業所番号 1 5 0 1 - * * * * * - *
事 業 場 名	C ニット ○○ ○○					常時使用労働者数 13 人
事 業 場 の 所 在 地	新潟市中央区***					雇用保険被保険者数 12 人
委 託 解 除 由 の 理 由	当会から脱会のため、委託業務を解除します。					
委託解除年月日	令和 3 年 2 月 20 日					
上記の理由により労働保険事務等の委託を解除することとしましたので通知します。						
郵便番号 950-8625 電話番号 025-288-3502						
令和 2 年 2 月 1 日	名 称 労働福祉センター					
所在地 新潟市中央区美咲町1-2-1						
代表者氏名 会長 労働 花子 印						
C ニット ○○ ○○	殿					

令和 2 年 2 月 1 日付で通知がありました労働保険事務等の委託解除を認めます。

郵便番号 950-**** 電話番号 025-****-****

令和 2 年 2 月 3 日 名 称 C ニット

所在地 新潟市中央区***

代表者氏名 ○○ ○○ 印

労働福祉センター 殿